

# こんな時、ご活用ください。労働関係助成金のご案内

三重労働局雇用環境・均等室 (H30.4)

## 育児や介護と仕事の両立を支援したい → 両立支援等助成金

男性の育児と仕事の両立を支援する

出生時両立支援コース 14.25万円～72万円 ※①は10人目まで支給あり

・男性労働者が育児休業や育児目的休暇を取得しやすい職場風土作りの取組を行う

①子の出生後8週間以内に開始する連続5日以上（中小企業以外は14日以上）の育児休業を取得する

②子の出生前6週間から出生後8週間まで合計5日以上（中小企業以外は8日以上）の育児目的休暇を取得する

助成金の種類、  
助成額、主要な要件の解説です

育休の取得と復帰を支援する

育児休業等支援コース 28.5万円～36万円

《中小企業対象》

①「育休復帰支援プラン」を作成し、プランに沿って育児休業（3か月以上）を取得する

②育休者を原職等に復帰させ、6か月間継続雇用する ※取得時と復帰時の2回に分けて申請、支給する

育休中の代替要員を確保する

育児休業等支援コース 代替要員確保時 47.5万円～60万円

《中小企業対象》

※5年間、1年度あたり10人まで支給 ※くるみん認定による対象拡大あり

・育児休業（3か月以上）期間中の代替要員を確保する ・育休者を原職等に復帰させ、6か月間継続雇用する

育休復帰後の両立を支援する

育児休業等支援コース 職場復帰後支援 制度導入時28.5万円～36万円

※3年間、5人目まで支給 ※制度利用時の助成は別途あり 《中小企業対象》

①法を上回る看護休暇制度または保育サービス費用補助制度を導入する

②育休から復帰後6か月以内に制度を利用する

介護離職を防止する

介護離職防止支援コース 19万円～72万円

《中小企業対象》

・「介護離職を予防するための両立支援対応モデル」に基づき、職場環境整備の取組を実施する

①「介護支援プラン」を作成し、プランに沿って介護休業（2週間以上）を取得し1か月以上原職等に復帰する

②「介護支援プラン」を作成し、プランに沿って介護制度（短時間勤務制度等を6週間以上）を利用する

再雇用制度を整備する

再雇用者評価待遇コース 19万円～48万円

※5人目まで支給あり

・妊娠、出産、育児または介護を理由とした退職者についての再雇用制度（要件あり）を導入する

・無期雇用者として再雇用し、継続雇用する



「育休復帰支援プラン」「介護支援プラン」の策定については「育児プランナー」「介護プランナー」が事業主のもとへ訪問し、無料で支援する事業があります。支援事業は、助成金の申請にかかるわらず、従業員が育児や介護で離職することなく継続して働き続けられるよう取り組む事業主の方が対象です。 厚生労働省委託事業 受託者：(株)パソナ 電話03-5542-1740

## 女性従業員に活躍してほしい → 両立支援等助成金

活躍を促す取組を実施する

女性活躍加速化コース（Aコース）28.5万円～36万円 《常用労働者300人以下企業対象》

・女性活躍推進法に基づき、自社の女性の活躍に関する「数値目標」と、「数値目標」達成に向けた「取組目標」を盛り込んだ一般事業主行動計画を策定し、「取組目標」を達成した場合

成果が出た場合

女性活躍加速化コース（Nコース）28.5万円～60万円

・女性活躍推進法に基づき、自社の女性の活躍に関する「数値目標」と、「数値目標」達成に向けた「取組目標」を盛り込んだ一般事業主行動計画を策定し、「取組目標」を達成した上で、「数値目標」を達成した場合

## 生産性を上げるために設備の導入、人材確保の取組みなどを行いたい

※設備の導入などに要した経費の一部を支給

## 自社の最低賃金の引き上げを目的に行う → 業務改善助成金

《中小企業対象》

最低賃金を引き上げる

30円以上引上げ 上限50万円～100万円 助成率7/10～4/5 申請締切H31.1/31

事業場内最低賃金が1,000円未満の事業場において、事業場内最低賃金を引き上げる。

※POSレジシステム等の導入、人材育成費用、経営コンサルティング経費などに活用できます。

## 時間外労働の削減など、労働時間等の見直しを目的に行う → 時間外労働等改善助成金 《中小企業対象》

36協定を見直す  
週休2日制を導入する

**時間外労働上限設定コース 上限200万円 補助率3/4～4/5 申請締切12/3**  
・限度時間を超える時間数で36協定を締結している事業場において、延長する労働時間数を短縮して上限設定を行う ※週休2日制の導入を併せて行うと、加算あり

勤務間インターバルを導入する

**勤務間インターバル導入コース 上限20万円～50万円 補助率3/4～4/5 申請締切12/3**  
・休息時間数が9時間以上の勤務間インターバルを導入、または適用範囲の拡大、休息時間の延長など

所定外労働の削減、  
年次有給休暇の取得促進に取り組む

**職場意識改善コース 上限50万円～150万円 補助率1/2～3/4 申請締切10/1**  
①年次有給休暇の年間平均取得日数を4日以上増加し、月間平均所定外労働時間数を5時間以上削減  
②特例として法定労働時間数が週44時間とされている事業場において、週所定労働時間を2時間以上短縮して週40時間以下とする

事業主の枠を超えて取り組む

**団体推進コース 上限500万円 ※条件により上限額1,000万円 申請締切8/31**  
3事業主以上で構成する事業主団体等が、時間外労働の削減や賃金引上げに向けた取組を実施する

テレワークに取り組む

**テレワークコース 上限10万円～150万円 補助率1/2～3/4 申請締切12/3**  
・在宅、またはサテライトオフィスにおいて就業するテレワークを実施 ・年次有給休暇の年間平均取得日数を4日以上増加、又は月間平均所定外労働時間数を5時間以上削減する



三重県働き方改革推進支援センターのご案内 三重労働局委託事業 受託者：三重県経営者協会

助成金の活用、賃金規定の見直し、労働時間制度の構築、36協定についてなど、労務管理に関する総合的な相談を社会保険労務士等の専門家が無料で支援します。ご希望に応じて、直接企業に訪問することも可能です。

フリーダイヤル：0120-331-266 メール：s-chingin@sage.ocn.ne.jp

## 賃金や待遇の見直しに取り組む場合には、こんな助成金もあります。→ キャリアアップ助成金

賃金を見直す

**賃金規定等改定コース 9,500円～36万円**  
有期契約労働者等の基本給の賃金規定等を、2%以上増額改定する

選択的社会保険適用拡大を導入する

**賃金規定等共通化コース 42万7,500円～72万円**  
有期契約労働者等と正社員との共通の賃金規定等を新たに規定・適用した場合

手当等を見直す

**選択的適用拡大導入時待遇改善コース 14,250円～12万円**  
選択的適用拡大の導入に伴い、社会保険適用となる有期契約労働者等の賃金の引上げを実施した場合

社会保険の適用対象にする

**諸手当制度共通化コース 28万5,000円～48万円**  
有期契約労働者等と正社員との共通の諸手当制度を新たに規定・適用した場合

健康診断を実施する

**短時間労働者労働時間延長コース 14万2,500円～24万円**  
短時間労働者の週所定労働時間を5時間以上延長し、新たに社会保険を適用した場合 ※5時間未満の延長でも助成対象となる要件あり

正社員に転換または直接雇用する

**健康診断制度コース 28万5,000円～48万円**  
有期契約労働者等を対象に、「法定外の健康診断制度」を新たに規定し、4人以上に実施した場合

**正社員化コース 21万3,750円～72万円**  
有期契約労働者等を正規雇用労働者等に転換または直接雇用した場合

## 職場の受動喫煙を防止したい → 受動喫煙防止対策助成金 ※防止対策に要した経費の一部を支給

喫煙室等を設置する

**上限 100万円 助成率1/2～2/3** 喫煙室、屋外喫煙所（閉鎖系）、換気装置の設置・改修などを行う

**i** 中小企業の範囲は、「資本金の額または出資の総額」または「常時雇用する労働者数」のいずれかが、下表に該当する場合となります。

区分	小売業（飲食店含む）	サービス業	卸売業	その他の業種
資本金の額または出資の総額	5千万円以下	5千万円以下	1億円以下	3億円以下
常時雇用する労働者数	50人以下	100人以下	100人以下	300人以下

助成金のお問い合わせは、

三重労働局雇用環境・均等室へ

電話 059-261-2978

要件等の詳細は、

厚生労働省ホームページでもご覧いただけます (<http://www.mhlw.go.jp>)

